

管明示シート施工要領

令和8年4月

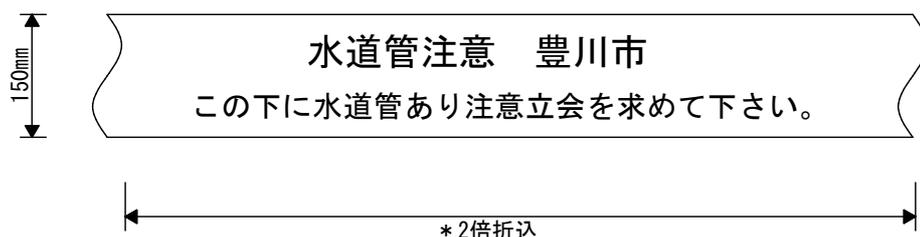
豊川市上下水道部 水道整備課

1. 目的

管明示シートは他企業者の埋設物との誤認など、道路掘削に伴う水道管の事故を防止するために敷設するものとする。

2. 規格・区分

- (1) シートの色は、地色を青とし、文字色を白とする。幅は150mm、長さは2倍の折込みとする。
- (2) 材質はポリエチレンクロスとする。
- (3) 口径及び道路により使用区分はしないものとする。



3. 敷設方法

- (1) 導・送・配水管及び給水管の新設、布設替え及び修繕の際に敷設する。
- (2) 敷設位置は、原則として管頂より30cmの位置とし、管軸方向に蛇行しないよう全線敷設する。

【管明示シート敷設標準図】例1

また、埋設管の位置が浅く、管頂より30cmの位置が路盤内となる場合は、路盤下に敷設する。

【管明示シート敷設標準図】例2

- (3) シートの接続部の重ね合わせは、50cm以上とする。
- (4) 工事立会い等で、管明示シートが露出又は破損した場合は、敷設時の基準に準じて復旧する。

【管明示シート敷設標準図】

